[illegible]

[illegible]
(　　　)[illegible]
[illegible]-[illegible]
[illegible] [illegible]-[illegible]-[illegible] fax [illegible]-[illegible]-[illegible]
e-mail:murata-koji@nifty.ne.jp

[illegible]

が寄せられています。
労働者にとって賃金は生活の糧であり、賃金が減少することより、その労働者・その家族の生活が脅かされることになります。
本来、事業者の判断で休業を行った場合には（不可抗力の場合を除いて）休業手当を支払う義務がありますが、このような場合に休業手当が支払われていない事例が散見されます。したがって、まずは企業に休業手当を支払うべき場合にきちんと支払わせるよう指導する必要があります。なお、新型コロナウイルスに便乗して、休業すべきかどうかを十分検討せずに自宅待機を命じたり勤務時間数を削減したり、ひいては解雇・雇い止めをすることは違法であり、その場合には休業手当ではなく民法５３６条２項に基づいて１００％の賃金を支払う義務がありますので、事業者及び労働者にその点を周知する必要があります。
休業手当に関しては、厚生労働省が公表している「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）令和２年３月３０日時点版」問５に「労働基準法第２６条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の１００分の６０以上）を支払わなければならないとされています。休業手当の支払いについて、不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。」「具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。」とあります。具体例が示されてはいるものの、新型コロナウイルス感染拡大を一律に「不可抗力」と解して休業手当を支払わない事業者もあると思われます。また、真に「不可抗力」で休業手当の支払義務がない場合、その負担は労働者が負うことになります。非正規雇用労働者は普段から低賃金で働き預貯金も十分でない人が多く、毎月得られるはずの賃金が得られないことは、生活困窮に直結します。労働者に「不可抗力」による負担を負わせるべきではありません。
さらに、休業手当は、本来の賃金の６割に過ぎない（正確には６割以上支払う義務ですが、多くの場合６割しか支払われません）ため、もともと正社員との賃金格差があり、低賃金が横行している非正規雇用の労働者にとっては休業手当だけでは生活できないおそれがあります。
そこで、政府が労働者に対し、休業手当に上乗せして、又は休業手当が支払われない場合でも、１００％の補償をするための特別の措置をとる必要があります。
また、非正規雇用労働者は時給や日給で働いている場合が多く、勤務時

□□□